

鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県会計管理者組織規則及び鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県会計管理者組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県会計管理者組織規則(平成21年鳥取県規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																															
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、会計管理者を構成する局、課及び<u>課内室</u>の設置、所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(局、課及び<u>課内室</u>の設置)</p> <p>第2条 会計管理者に、次の表の左欄に掲げる局及び課を置き、課に同表の右欄に掲げる<u>課内室</u>を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">局及び課</th><th>課内室</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">会計局</td><td>会計指導課</td><td></td></tr><tr><td>審査出納課</td><td></td></tr><tr><td>庶務集中局</td><td>集中業務課</td><td>物品・契約室</td></tr></tbody></table> <p>(<u>課内室</u>の所掌事務)</p> <p>第5条 <u>課内室</u>の所掌事務は、課の長が定め、局の長及び会計管理者(当該所掌事務が知事の権限に属する場合にあっては、知事)に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第6条 局、<u>課</u>及び<u>課内室</u>に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局、<u>課</u>及び<u>課内室</u>の事務をつかさどる。</p> <p>2 <u>課</u>及び<u>課内室</u>の長の職務を補佐し、その者に事故がある<u>とき</u>にその職務を代行させるため、必要があると認めるときは、課長補佐(課長補佐に相当するものを含む。)を置くことができる。</p>	局及び課		課内室	会計局	会計指導課		審査出納課		庶務集中局	集中業務課	物品・契約室	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、会計管理者を構成する局、課及び<u>内部組織</u>の設置、所掌事務並びに職制及び職務について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(局、課及び<u>内部組織</u>の設置)</p> <p>第2条 会計管理者に、次の表の左欄に掲げる局及び課を置き、課に<u>内部組織</u>として同表の右欄に掲げる<u>担当等</u>を置く。</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">局及び課</th><th colspan="2">内部組織</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">会計局</td><td rowspan="2">会計指導課</td><td colspan="2">指導・会計担当 電算担当</td></tr><tr><td colspan="2">資金運用・国費担当</td></tr><tr><td></td><td>審査出納課</td><td colspan="2">審査出納担当</td></tr><tr><td rowspan="2">庶務集中局</td><td rowspan="2">集中業務課</td><td colspan="2">集中化業務担当</td></tr><tr><td>物品・契約室</td><td>物品調達担当 契約担当</td></tr></tbody></table> <p>(<u>内部組織</u>の所掌事務)</p> <p>第5条 <u>内部組織</u>の所掌事務は、課の長が定め、局の長及び会計管理者(当該所掌事務が知事の権限に属する場合にあっては、知事)に報告しなければならない。これを変更したときも同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第6条 局<u>及び課</u>に、それぞれその長を置き、当該長は、それぞれ当該局<u>及び課</u>の事務をつかさどる。</p> <p>2 課の長の職務を補佐し、その者に事故がある<u>場合は</u>、その職務を代行させるため、必要があると認めるときは、課長補佐(課長補佐に相当するものを含む。)を置くことができる。</p>	局及び課		内部組織		会計局	会計指導課	指導・会計担当 電算担当		資金運用・国費担当			審査出納課	審査出納担当		庶務集中局	集中業務課	集中化業務担当		物品・契約室	物品調達担当 契約担当
局及び課		課内室																														
会計局	会計指導課																															
	審査出納課																															
庶務集中局	集中業務課	物品・契約室																														
局及び課		内部組織																														
会計局	会計指導課	指導・会計担当 電算担当																														
		資金運用・国費担当																														
	審査出納課	審査出納担当																														
庶務集中局	集中業務課	集中化業務担当																														
		物品・契約室	物品調達担当 契約担当																													

3 略	3 略
	4 <u>課の内部組織（担当を除く。）にその長を置き、その内部組織に属する事務を処理する。</u>
	5 <u>課の内部組織である室の長の職務を補佐し、その者に事故がある場合は、その職を代行させるため、必要があると認めるときは、室長補佐を置くことができる。</u>
4 略	6 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

（鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部改正）

第2条 鳥取県会計管理者等事務決裁規則（平成21年鳥取県規則第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（12） 略</p> <p>（13） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第8項までの規定により出納機関とみなされるものを含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第8項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>（14） 略</p> <p>（知事の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長、<u>室長及び会計担当職員</u>の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第4条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同条第1項ただし書中「部長」とあるのは「会計管理者」と、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会計管理者」と読み替えるものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（12） 略</p> <p>（13） 出納機関の出納員 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第2条第3号に規定する出納機関（同規則附則第2項から第12項までの規定により出納機関とみなされるものを含む。）に同規則第5条第2項の規定により置かれる出納員（同規則附則第2項から第12項までの規定により充てられる出納員を含む。）をいう。</p> <p>（14） 略</p> <p>（知事の権限に属する事務の委任等）</p> <p>第3条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 知事の権限に属する事務についての会計管理者、局長、課長並びに会計担当職員及び集中化業務決裁職員（それぞれの課の職員のうち課長があらかじめ定める室長、課長補佐、主幹及び副主幹並びにこれらに相当する職にあるものをいう。以下同じ。）の専決事項は、別表第1に掲げる事務にあつては、それぞれ同表の事務処理権限区分の専決権者の欄に○印により定めるとおりとし、それ以外の事務にあつては、鳥取県事務処理権限規則第4条の規定（同規則別表第1に掲げる事務に関する規定に限る。）を準用する。この場合においては、同条第1項ただし書中「部長」とあるのは「会計管理者」と、同表の事務処理権限の区分の欄中「部長」とあるのは「会</p>

5～7 略

(代決)

第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
局長	主務課長	室長（庶務集中局に係る事務に限る。）
課長	(1) 知事の権限に属する事務	
	主務課長補佐（課長補佐及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。以下同じ。）	
	略	
	主務係長（係長及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。以下同じ。）	
室長	(2) 会計管理者の権限に属する事務	
	課長があらかじめ定める会計員	
	(1) 知事の権限に属する事務	
	主務課長補佐	
	主務係長	
	(2) 会計管理者の権限に属する事務	
	室長があらかじめ定める会計員	
略		

計管理者」と読み替えるものとする。

5～7 略

(代決)

第5条 代決は、次の表の左欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる第1順位者が行い、正当決裁権者及び第1順位者がともに不在のときは、それぞれ同表の右欄に掲げる第2順位者が行うことができる。

正当決裁権者	第1順位者	第2順位者
略		
局長	主務課長	
課長	(1) 知事の権限に属する事務	
	主務課長補佐（課長補佐及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。）	
	略	
	主務係長等（係長及びこれに相当するものうち、担当業務における上席の職員をいう。）	
	(2) 会計管理者の権限に属する事務	
	課長があらかじめ定める会計員	
略		

2 略	2 略
-----	-----

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

第3条 鳥取県会計管理者等事務決裁規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

所 属 名	事 項		事務処理権限の区分								地方機 関の長 の名称		
	種 類	内 容	専決権者				委任決裁権者						
			知 事	会 計 管 理 者	局 長	課 長	室 長	会 計 担 当 職 員	会 計 管 理 者	局 長		課 長	地 方 機 関 の 長
共 通	人事管理に關する事務	所属職員の内 部組織の所属 への決定(課長、 課長補佐、室長 に係るものを除 く。)			○								
会 計 指 導	一 法に基づく知事の権限に属する事務	1 法第171条第2項の規定による出納員その他の会計職員の任命			○								
課	二 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第168条第1項の規定による指定金融機関の指定	○										
		2 同令第168条第3項又は第4項の規定による指定代理金融機関又は収納代理金融機関の指定		○									
		3 同令第168条第7項の規定による指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の指定又はその取消しについての指定金融機関からの意見の聴取		○									
	三 鳥取県収入証紙条例(昭和39年鳥取県条例第9号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第5条第3項の規定による証紙の小売りさばき人の指定			○								
		1 同条例第7条第1項ただし書の規定による証紙の返還に基づく現金の還付又は他の証紙との交換の認定 (一) 現金の還付の認定 (1) 一般購入者への還付 ア 中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所において現金還付請求書を受理したもの										○	中部総合事務所長、西部総合事務所長、日野総合事務所長

務 課	属する事務	保管を除く。)																			
		(一) 請負により製造された物品																			
		(1) 1 件の見積価格2,000万円以上のもの			○																
		(2) 1 件の見積価格が250万円以上2,000万円未満のもの				○															
		(3) 1 件の見積価格が250万円未満のもの					○														
		(二) (一)以外の物品																			
		(1) 1 件の見積価格2,000万円以上のもの			○																
		(2) 1 件の見積価格が160万円以上2,000万円未満のもの				○															
		(3) 1 件の見積価格が160万円未満のもの					○														
	2	占有動産の出納			○																

附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。